

2015年6月9日（火）衆議院法務委員会議事録

○上西委員 上西小百合です。

本日、質問の機会をお与えいただきましたことに、まずはお礼を申し上げます。

先日からの御答弁、そして先週の視察に参加をさせていただく中で、この改正法案に対して課題がある、こういうふうに感じました。取り調べの可視化について幾つか質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私が究極において今回の改正法案に全面的に賛成することにちゅうちょを感じるのは、今回の改正法案が取り調べの全面可視化をすることを否定していることであります。

例えば、初めて逮捕された直後の人間は、一夜にしてしらがになってしまったという例が報告されているぐらい、人生を悲観したり、そして、例えば思慮分別、冷静さを欠くような行動をしてしまったり、取り調べ官の威圧的な言動や泣き落とし戦術にはまって、真実や確信していることと違うことを供述してしまう、こういうケースも存在することがあるというふうにお伺いしております。

そのような取り調べの独特の雰囲気、厳しさの中で、取り調べの可視化を進める、進めるとは言いながらも、録音、録画されるのは裁判員裁判対象事件と検察の独自捜査事件だけで、可視化したら容疑者が十分に供述できなくなると検察官が判断した場合には録音や録画をしない例外が今回幅広く認められている点が、どうしても私には合点がいきません。

本会議で、捜査機関が恣意的に可視化の例外事由を必要以上に運用した場合にそれを防ぐ担保があるのか、こういう質問に対して、上川法務大臣は、捜査機関が例外事由に当たると判断して録音、録画をしなかった場合に、公判で例外事由の存否が問題となった場合は、裁判所による審査の対象となり、捜査機関側の責任で例外事由を立証する責任がある、そのため、捜査機関としては、例外事由を十分に立証できる見込みがない限り、例外事由に当たると判断して録音、録画をしないことはできないと考えられ、例外事由が恣意的に運用される余地はないと御答弁され、余地はないということを強調されました。

そこで、大臣にお尋ねをいたしますが、検察官が確信と自信を持って例外事由に相当すると判断して可視化しなかった取り調べを、司法権が例外事由に相当しないと判断し、当該取り調べの様子が録音も録画もされていないケースが生じた場合、これはどのような扱いになるのか、上川法務大臣にお伺いをしたいと思います。

○上川陽子 法務大臣 被告人の供述調書が作成された取り調べにおいて、捜査機関が録音、録画義務の例外事由に当たると判断をして録音、録画をしなかった場合に、公判において検察官がその供述調書の証拠調べ請求をして任意性が争われれば、録音、録画義務の例外事由の該当性が問題となるわけでございます。

そして、裁判所がこの点を審査いたしまして、結果として例外事由に該当しないというふうな判断をした場合におきましては、録音、録画記録の証拠調べ請求の義務違反となるわけでありまして、当該供述調書の証拠調べ請求につきましては却下をされるということになるわけでございます。

○上西委員 証拠調べ請求の却下ということになるというわけでありましたが、今、結局、司法権が例外事由に相当しないと判断するとそういうふうな形になってしまうということでもありますから、やはり一刻も早く全面可視化をしなければならぬと思うんですね。そして、三年間という時間もしっかりと見直していただくようにしなければならぬのでは

ないか、こういうふうに思います。

そしてまた、幾ら考えましても、取り調べで供述した内容を公判の場所でぱっと覆してしまうような人間が、録音、録画されていることが原因で供述をしなくなる、こういうふうに判断されるれっきとした理由が私には見当たりません。それが、先ほどからお話が上がっております、たとえ組織犯罪でありましても、供述をしてしまえば、録音されているがされていまいが、供述したことには変わらないと思いますし、視察で伺った検察庁の取り調べ官の方からは、可視化されれば、誘導、脅迫等で供述されたわけではないという証明になるので、それはそれでいいことだという御意見もありました。

加えて、被疑者や参考人が公判廷で、誘導や脅迫等で供述させられたと弁明するチャンスを与えないための録音や録画、この録音や録画を調べられる側は、どのようなケースにおいて被疑者や参考人が供述しなくなると法案作成の過程では想定されたのでしょうか。これは具体例を挙げて御説明をいただけますでしょうか。

○林真琴 法務省刑事局長 本法律案の刑事訴訟法三百一条の二第四項第二号におきましては、「被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。」を例外事由としているわけでございます。これは、例えば、録音、録画されると取り調べにおける発言が逐一記録されて、後の公判で自己に不利益な証拠として用いられるおそれがあるとして被疑者が録音、録画を拒否した場合、こういった場合などがこの例外事由に当たるものと考えられます。

また、法律案の刑事訴訟法三百一条の二第四項第四号におきましては、被疑者の供述が明らかにされた場合には被疑者等に加害行為がなされるおそれがあることにより、「記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。」をこの例外事由としております。

これにつきましては、例えば、振り込め詐欺グループの内部におきまして、多数名で、詐欺でとった金の一部を着服したメンバーに対しまして暴行を加えて死亡させたという傷害致死事件におきまして、被疑者が録音、録画のもとで、自己の犯行については詳細に供述するものの、共犯者の関与やグループの実態等については口を閉ざしている状況にあって、また、被疑者にグループの上位者からの威迫を伴うような口どめの指示がなされているような場合、こういった場合などにはこの例外事由に該当し得るものと考えられます。

○上西委員 先ほど清水先生の質問でもありましたが、報復された事例が何件あるのか、こういったことに関しては、そこまで把握をしていないと。今御説明をいただいたような例があるというのはわかりましたが、実際、その件数、こういった割合でそういったことが発生をしているのか、そういったものもわからない。

そして、私が先ほど申し上げましたように、録音、録画されているから供述ができないのか。実際、供述をしてしまえば、結局それは供述したこととして残るわけですから、それは、録音、録画するのかわからないのかという理由にはならないと思うんですが、これに関してはいかがお考えでしょうか、再度お願いいたします。

○林 刑事局長 録音、録画しない場合の取り調べにおきましては、供述調書というものが作成された場合に、その供述調書に記載された内容、これが裁判等に顕出されたり、あるいは弁護側に証拠開示されたりすることとなります。

他方で、録音、録画を行った取り調べにおいて、しかも供述調書が作成された場合とを

比較しますと、供述調書に記載された内容のみならず、供述調書には記載されていない内容、すなわち、録音、録画の記録のもとで供述したこと全てが記録媒体という形で証拠開示なされ、あるいは裁判において公判廷に顕出される、このような形になりまして、録音、録画がされているかされていないかということにつきましては、供述する被疑者にとっては、将来、自分の供述が裁判等に出ていく範囲というものが格段に異なることになろうかと思えます。

○上西委員 ということは、事件に関係する内容が供述されて、録音、録画された場合は当然全て残るわけなんですけれども、そういったことで、事件に関係することは供述調書に記載をされていないという、選択もできるんでしょうけれども、そういうふうな認識をされていて、こういった例外事由を認められているということでしょうか。

済みません、では、もう一回言いますね。録音、録画をされていると、結局、一から十まで証拠として残っている。そして、録音、録画されていない場合は、供述調書というペーパーでしか残らないから、報復であったり、そういったことにはならないという、それだけの理由で例外事由を認められているんでしょうか。

○林 刑事局長 取り調べの録音、録画につきましては、かねてより、そのメリットとして、被疑者の供述の任意性の的確な立証、判断に資する、あるいは取り調べの適正な実施に資するということがございますが、他方で、デメリットとして、被疑者が十分な供述をしづらくなる、取り調べや捜査の機能に支障が生じる場合がある、こういったデメリットがあるわけがございます。

この中で、被疑者が十分な供述をしづらくなるという一つの点につきましては、先ほど申し上げたような、録音、録画下での供述が全て録音の記録媒体に記録されてしまいますので、そのことについて懸念をする被疑者というものが実際には存するということでございます。

○上西委員 何回聞いても同じような御答弁しか出てこないの、次に移りたいと思えますけれども、やはり、今、私がずっと申し上げていますように、録音、録画をするかしないかが、そうやって供述しにくくなるのかしやすくなるのか、そういうふうなことで例外事由を認めるんだ、こういう言い分はちょっとおかしいんじゃないかと思えますので、ぜひ見直していただくというようなことも検討していただきたい、こういうふうに思います。

また、任意の取り調べも含めて可視化しなくてもいい例外事由があるということは、強引な誘導尋問がされていないのかどうなのか等の検証がいつまでたっても完全にはできず、実質的に権力の冤罪再発体質は温存されたままであると言っても過言ではないように私には思えます。

例えば、国民の記憶に新しい冤罪事件であった足利事件、一九九〇年に起きたこの足利事件では、容疑者として逮捕、起訴され、実刑も確定をして服役までしていた男性は、取り調べ当初、そして公判でも一貫して無実を主張していましたが、現在では想像もできないぐらい粗雑なDNA鑑定の結果を提示した取り調べ官から、おまえのDNAの型と現場に残った遺留品のものが完全に一致した、DNA型が一致するのは指紋の一致と同じぐらいおまえがやったことを示しているんだ、こういうふうに告げられた。いわば誘導尋問にも等しい取り調べ官の威圧の結果、ほんの一瞬、自分が犯人であると自白をし、その自白と不正確なDNA検査結果のみが有罪の決め手になった、こういうふうに言われています。

その後、科学技術が向上し、精巧、精密なDNA検査で、遺留品への付着物が彼のものとは一致しないことが、事件から二十年近くがたとうとする二〇〇九年の五月、この再鑑定によりようやく判明をし、男性の無実が証明をされたのですが、男性にとっては、大切な人生の大部分を棒に振らされたわけであります。

これはまさしく誘導尋問体質が冤罪を引き起こしたということにほかならず、今回の法改正の内容のままでは、こうした警察、検察の伝統的な体質を温存しているのではないか、こういう声も聞かれますし、私自身もそういうふうに思えてならないのですが、いかがでしょうか。

足利事件があった一九九〇年前後の判例の中には、DNA鑑定はまだ信憑性に乏しいと断ずるものもあったと記憶しているのですが、当時のDNA鑑定技術を過度に信用した足利事件の捜査手法の反省も含めて、法務大臣の御所見をお聞かせください。

○上川 法務大臣 ただいまの委員からの御指摘の中で、非常に誘導尋問のような取り調べがなされてきた、そして、そうした手法が温存されることになるのではないかと、こうした御指摘でございました。

まさに、そうした誘導尋問のような取り調べがなされている実態について、録音、録画制度そのものを導入することによってこうした問題の解決に当たるということで、この制度の検討、さらには提案がなされたというふうに考えているところでございます。

この法律案の取り調べの録音、録画制度におきましては、取り調べで供述が得られなくなる、真犯人の検挙、処罰ができなくなるというようなことにつきましても大変重要な観点だというふうに思っております。今回、捜査機関に、原則として取り調べの全過程の録音、録画を義務づけているということでございますが、一部に例外規定を設けるということにつきましても排除するものではないというふうに考えるところでございます。

例外事由に該当するというところでございますけれども、先ほど来のお話にありましたが、録音、録画をすると、十分に供述できないだけでなく、それが外部にあらわれた被疑者の言動、二号でございまして、さらには客観的に加害等のおそれがあること、四号によって、合理的に認められるものに限定をされるというところでございます。

先ほども御質問ございましたけれども、被疑者が黙秘をしているというだけでは直ちに例外事由に該当するものではないというところでございまして、捜査機関が録音、録画を実施せず、公判で例外事由の存否そのものが問題となった場合につきましても、先ほど答弁をさせていただきましたが、裁判所による審査の対象となり、そういう意味で、例外事由が恣意的に運用されるという余地がないというふうに考えるところでございます。

今申し上げたこと、結論でございますが、本法律案の録音、録画義務の例外事由ということにつきましても、限定的であり、さらに恣意的運用を行うこともできないということで、例えば、例外事由に名をかりて、録音、録画を行わずに不適正な取り調べを行うといった、そうした余地はないものというふうに考えているところでございます。

○上西委員 今、例外事由も恣意的には運用をされないからというような御答弁を大臣からいただきましたが、私が今申し上げました足利事件では、実際に誘導尋問でこういうふうな冤罪が生まれてしまった。不確定な証拠を示し誘導尋問するような、違法とも言える行為がなければ、そもそもこの男性は自白、供述をしていなかったというふうに私も考えますし、こういった冤罪を防ぐためにも、形式だけの改正法案ではいけない、本当に、国

民の皆さん、そして冤罪被害者となられた方々の思いをしっかりと反映させる、中身のあ
る改正法案でなければならない、このように思います。

もうほとんど時間がないんですけれども、先週、これは朝日新聞なんですけれども、大
阪地裁において、大阪府警が、裁判所の令状をとらないまま、捜査対象の男性や知人女性
の車に、衛星利用測位システム、いわゆるGPS端末をつけて得た情報は、本来、司法の
コントロールが必要であるから、それを得ないでした捜査は違法であるというふうな判断
が出たということが公になりました。

GPSの運用に関しては、同じ大阪地裁で別の裁判官が証拠採用したばかりで、刑訴法
にはまだ当該規定がありませんし、最高裁判所で争われたこともありませんが、こういっ
た場合、今後どのように御対応されるのかという御答弁をいただきたいと思います。

つまり、捜査令状なくして警察に勝手に車にGPSを取りつけられた男性が、窃盗事件
があった現場近くに自家用車が駐車されていた事実を取り調べ官に示された。それまでア
リバイを主張していたが、窃盗の実行犯であることを自白した様子が録音、録画もされて
いた。しかし、公判では、起訴状朗読直後から否認をし、裁判所は、GPS端末から得た
情報を違法だとして証拠採用しなかった。このような場合、どのような手続がとられるの
か、御説明をお願いいたします。

○奥野 委員長 林刑事局長、時間が終わっていますから、先ほども同じような議論があり
ましたから、端的に。

○林 刑事局長 今の一般論で申し上げますと、検察官請求証拠が違法であるとして裁判所
が請求を却下した場合、検察官はそれに対して異議の申し立てをすることができます。こ
れを入れられた場合には、当該証拠は証拠として使用できることとなります。

逆に、検察官が異議申し立てをしない場合、あるいは裁判所が検察官の異議申し立てを
入れない場合には、裁判所は、排除決定をした証拠以外の証拠に基づき判決を行うものと
承知しております。

○上西委員 ありがとうございます。

今御答弁いただきましたが、やはりGPSといったものが今後どういうふうに使われて
いくのか、立法にも向けてしっかりと考えていかなければならないと思います。

今回は可視化の点について御質問させていただきましたが、国民の皆さん方の意見、そ
して参考人、そういった取り調べを受ける方々の意見がしっかりと反映された改正法案に
なるよう、どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

ありがとうございました。以 上